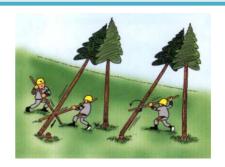
## かかり木の処理ガイドライン(抄)

平成14年3月28日施行





第1 第2 目的等

基本的な考え方

省略

#### 第3 事業者等の責務

伐木作業を行う事業者(以下「事業者」という。)は、本ガイドラインに基づく措置を講 ずることにより、かかり木の処理の作業における労働災害の防止に努めるものとする。 伐木作業を行う労働者は、事業者が行う本ガイドラインに基づく措置を遵守すること により、かかり木の処理の作業における労働災害の防止に努めるものとする。

#### 第4 事業者が講ずべき措置 事業者は、次に掲げる事項を行うこと。

## 1 かかり木に係る実地調査の実施等

(1) 実地調査の実施

伐木作業を行おうとする林分について、事前踏査を行う際に、立木の径級、林 分の密度、伐倒方向、枝がらみ等の状況を実地に調査すること。

また、その調査結果に基づき、当該かかり木の処理に使用する機械器具等を 決定すること。

- (2) 必要な機械器具等の携行
  - (1)で決定した機械器具等を、伐木作業を行う作業現場に携行すること。

#### 2 安全な作業方法の徹底

(1) 作業方法の決定

かかり木が発生した場合には、かかっている木の径級、かかり木の状況、作業 場所の状況、周囲の地形等を踏まえ、(2)から(4)までの事項等により、当該か かり木の処理の作業について安全な作業方法を決定すること。



# 小樽労働基準監督署倶知安支署

#### (2) 確実な退避の実施等

イ 退避場所の選定等

かかり木の発生後速やかに、当該かかり木の場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。

ロ かかり木の状況の監視等

かかり木が発生した後、当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、かかり木の状況について常に注意を払うこと。

#### 八 確実な退避の実施

かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときには、イで選定した退避場所に労働者を速やかに退避させるようにすること。

また、かかり木の処理の作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても、同様に退避させるようにすること。

#### (3) かかり木の速やかな処理

かかり木が発生した場合には、速やかに当該かかり木を処理するようにすること。

また、当該かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合については、3に掲げる措置を講ずること。

放置したかかり木の下で作業を している作業者の上に落下するお それがあり、大変危険です。



### (4) 適切な機械器具等の使用

かかっている木の径級、かかり木の状況及び林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等の林業機械の使用の可否の別により、次により機械器具等を使用すること。

イ かかっている木の胸高直径が20cm未満であって、かつ、かかり木が容易には ずれることが予想される場合

木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり 木をはずすようにすること。



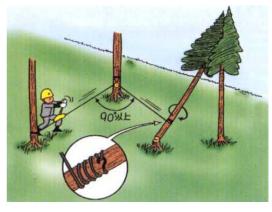
また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向にはずれるように回転させるようにすること。

さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

ロ かかっている木の胸高直径が20cm以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合

けん引具等を使用して、かかり木を はずすようにすること。

また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

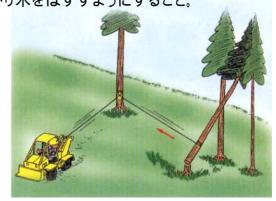


### ハ 林業機械を使用できる場合

林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等の林業機械を使用できる場合においては、これらを使用して、かかり木をはずすようにすること。

ただし、けん引具等を使用することにより、かかり木を安全に外すことができる場合については、この限りではないこと。

また、林業機械を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。



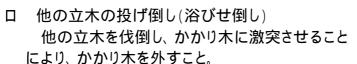
#### (5) かかり木の処理の作業における禁止事項の遵守

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

イ かかられている木の伐倒

かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。

かかり木がいつ落ちてくるかわ からず、大変危険です。



伐倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になるなど大 変危険です。





#### ハ かかっている木の元玉切り

かかっている木について、かかった状態 のままで元玉切りをし、地面等に落下させる ことにより、かかり木を外すこと。

> かかり木の元玉を造材も兼ね切り離す方法です。切り離したとき、 かかり木が落下したり、滑落したり して大変危険です。

#### ニ かかっている木の肩担ぎ

かかっている木を肩に担ぎ、移動すること 等により、かかり木を外すこと。

かかり木を肩で担ぐと、木の重量が作業者にかかり、外れた木が滑落し、転倒したりして大変危険です。

#### ホ かかり木の枝切り

かかられている木に上り、かかっている木 又はかかられている木の枝条を切り落とすこ と等により、かかり木を外すこと。

かかられている木に登り、枝を切って外す方法です。かかり木が外れるときに作業者が転落することがあり大変危険です。







## 3 かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近付かないよう、標識の掲示、縄張り等の措置を講ずること。

「かかり木の処理ガイドライン(抄)」は、平成 14 年 3 月 28 日付け基安安発第 0328001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」を当署において簡略化したもの。

(H29.6作成)